

小諸市防犯灯ほか LED 化事業 プロポーザル実施要領

**令和4年7月
小諸市 危機管理課**

第1章 事業概要

1. 事業目的

小諸市（以下「本市」という。）に設置している防犯灯及び公園照明・道路照明をLED灯具に交換することで、地球温暖化に係る温室効果ガスの削減を図るとともに、電気料、修繕費用の削減による本市の財政負担の軽減と維持管理の一元化による事務の効率化を図る。

LED化の推進にあたっては、民間企業のノウハウ、技術力を活用したリース方式により実施するものとし、調査・計画、工事、維持管理等に関する一括提案を受け、本市にとって最も効果をもたらすと考えられる提案者を選定するため、公募型プロポーザル方式により募集を行うものである。審査の結果、最も優れている提案を行った応募者を優先交渉権利者として、本市と事業契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、事業に係る契約の締結、事業の実施を行うものとする。

2. 事業概要

（1）事業名称

小諸市防犯灯ほかLED化事業

（2）契約方式

リース（賃貸借）契約（メンテナンス付き）

（3）対象灯数

既設LED防犯灯を含む防犯灯約5,000灯及びその他照明約420灯

（4）契約年数（予定）

LED化工事：契約締結の日から令和5年2月28日

リース契約：10年（令和5年3月1日から令和15年2月28日）

（5）事業内容

事業者は、防犯灯の実際の設置状況を踏まえた提案を基にリース方式によるLED防犯灯設置工事及びメンテナンスについて、本市と協議の上合意した内容で契約を締結し、契約締結時からリース期間終了までにおいてLED防犯灯設備等（以下「本設備」という。）を善良なる注意義務をもって自らの費用負担により、以下の業務を行うものとする。

- ① 現地調査
- ② 電力契約の照合・申込
- ③ 防犯灯管理システムの構築・データ更新
- ④ 本設備の施工・施工管理
- ⑤ 電力会社等への各種申込書等の作成及び申請

- ⑥ 既設防犯灯設備の撤去・リサイクル・廃棄処分
- ⑦ 防犯灯管理プレートの設置
- ⑧ 本設備の維持管理・保証（無償修繕等）
- ⑨ リース期間中の維持管理
- ⑩ リース契約終了後の物品無償譲渡

3. 事業場所

小諸市内全域

4. 契約者

小諸市長

5. 提案限度額

提案者は、以下に示す事業額の範囲内で業務内容を提案することとする。また、本事業は債務負担行為で行うものとする。

小諸市防犯灯ほかLED化事業

120,516,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※上記事業額は、契約金額の上限を示すものであり、本市がこの金額で契約を約束するものではなく、優先交渉権利者が本市と協議の上決定するものである。

6. 募集に関する事項等

（1）選定方法

公募型プロポーザル「小諸市防犯灯ほかLED化事業審査委員会」（以下、審査委員会という）の審査結果に基づき受託候補者を選定する。

※ このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、応募者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての的確性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する応募者が提案した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けた応募者を契約候補者として選定するものである。

(2) 事業のスケジュール(予定)

項目	日 程
プロポーザル公募開始・実施要領等配布	令和4年7月11日(月)～令和4年7月15日(金)
実施要領に関する質問受付	令和4年7月11日(月)～令和4年7月15日(金)
質問回答	令和4年7月20日(水)
参加表明書及び資格確認書類提出受付	令和4年7月11日(月)～令和4年7月21日(木)
応募者参加資格確認・提案書提出要請通知	令和4年7月22日(金)
提案書提出期限	令和4年8月1日(月)
プレゼンテーション実施・優先交渉権者選定	令和4年8月10日(水)
審査結果通知及び詳細協議・契約締結	令和4年8月上旬～中旬
現地調査・LED化工事等	令和4年8月下旬～令和5年2月
本設備のリース、維持管理の開始	令和5年3月1日

※上記スケジュールは予定であり、変更となる場合もある。

7. 事務局

本事業提案募集に係る事務局は、以下の通りとする。

- (1) 担当窓口：小諸市役所 総務部危機管理課 危機管理防災係
- (2) 住 所：〒384-8501 長野県小諸市相生町3丁目3番3号
- (3) 電話番号：0267-22-1700
- (4) FAX番号：0267-23-8766
- (5) メール：kiki@city.komoro.nagano.jp
- (6) H P：<https://www.city.komoro.lg.jp/>

8. 応募条件

(1) 応募者について

- ① 本事業を行う能力を有する単独企業、又はグループ（複数の企業の共同体）とする。
- ② 1者が複数の役割を兼ねることができる。
- ③ 応募者及び応募者（グループ）の構成員は他の応募者（グループ）になることはできない。
- ④ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者1社を選定することとし、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責

を負うものとする。

- ⑤ 参加表明時は、代表者と構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ⑥ 応募者は、提案に必要な諸手続きを行う他、優先交渉権者となった場合は、契約に係る諸手続きを行うものとする。

(2) 応募者の資格

本実施要領の公告日から受託候補者決定日において、次の全ての要件を満たしているものであること。

- ① 参加表明書及び資格確認書類により本実施要領の内容を施工期間内に確実に履行できる者であること。
- ② 応募者（共同企業体の場合は代表者）が、本市の入札参加資格登録業者であること。
- ※ 登録がない応募者は、小諸市物品等入札参加資格審査書類に準ずる書類を提出した上で、資格を有すると認められる者も参加できるものとする。詳細は本市ホームページ【令和4年度（中間年） 物品購入等入札（見積り）参加資格審査申請について】を確認すること。
<https://www.city.komoro.lg.jp/soshikikarasagasu/somubu/zaiseika/2/1/2159.html>
- ③ 事業運営・維持管理を円滑に行うための迅速な対応ができる者であること。
- ④ 応募者（共同企業体の場合は代表者）は、他の自治体において、防犯灯・道路照明灯・公園照明灯のLED照明リース事業（ESCO事業含む）で、同様の実績が直近5年間で少なくとも1種類以上あること。
- ⑤ 応募者のうち調査役割を立てる場合、その役割を担う者は、他の自治体において、防犯灯・道路照明灯・公園照明灯において、LED照明リース事業（ESCO事業含む）で、同様の実績が直近5年間で少なくとも1種類以上あること。
- ⑥ 応募者のうち施工役割を担う者のうち少なくとも1者以上は、電気工事業として特定建設業の許可を受けており、他の自治体において、防犯灯・道路照明灯・公園照明灯において、LED照明リース事業（ESCO事業含む）で、同様の実績が直近5年間で少なくとも1種類以上あること。
- ⑦ 器具メーカーが構成員に入る場合は、下記を満足するものとする。
 - （ア） LED照明器具の製造・販売の実績が10年以上あること。
 - （イ） 他の自治体において、防犯灯・道路照明灯・公園照明灯において、LED照明リース事業（ESCO事業含む）で、同様の実績が直近5年間で少なくとも1種類以上あること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者及び応募者の構成員（グループ）になることはできない。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 本実施要領の配布の日から提案書提出日までの期間に、本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置及び見積り合わせへの参加排除の措置を受けているもの。
- ③ 本実施要領の配布の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は同条第 5 項の規定による営業停止の処分を受けているもの。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団の構成員又は都道府県暴力団排除条例施行規則に規定する社会的非難関係者を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立てをしている者。
- ⑦ 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ⑧ 国税及び地方税を滞納している者。

（4）応募に関する留意事項

① 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、本市に提出した書類は返却しないものとする。また本市は、応募者に無断で本事業における審査等以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

② 本市からの提供資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募者が本事業の提案参加又は提案書作成等で利用する以外の目的で利用してはならない。また、目的範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者にこれらを提供し利用させなければならない。

③ 提出書類の変更・修正の禁止

提出した書類の変更、差し替え、再提出を禁止する。しかし後日、提出した書類に係る追加参考資料の提出を要請することもある。

④ 虚偽の記載の禁止

参加表明書及び提案書に虚偽の記載があった場合は、提出した書類を無効とする。

⑤ 費用負担

応募に関する全ての書類作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。

⑥ 特許権

提案内容に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の国内外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠・デザイン・設計・施工手法・維持管理手法等を利用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

⑦ 応募者の複数提案禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

⑧ 構成員の変更の禁止

応募者（グループ）の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議の上、本市が認めた場合はこの限りではない。

⑨ 責任分担

提案が達成できることによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変更など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。

予想されるリスクと責任分担は、下表によることとし、事業者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

＜分担表＞

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
共通	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りがあるもの	<input type="radio"/>	
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		<input type="radio"/>
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動による場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		<input type="radio"/>
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		<input type="radio"/>
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		<input type="radio"/>
	事業の中止・延期	本市の指示	<input type="radio"/>	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	<input type="radio"/>	
		施設建設に必要な許可等の遅延によるもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		<input type="radio"/>
		本市の事業放棄によるもの	<input type="radio"/>	

計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期 (詳細は契約書による)	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ	○	○
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
工事前段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更、中止、延期 (詳細は契約書による)	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ(工事費、維持管理費に関し、影響のあるもののみを対象とする)	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保	○	○
	設計変更	本市の提示条件、指示不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○
	工事費増大	本市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
	一般的改善	引き渡し前に工事目的物に関して生じた損害		○
		引き渡し前に工事に起因し設備に生じた損害		○
支払	金利	市中金利の変更		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、本市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立ち入り許可	必要な施設への立ち入り許可が下りない場合の事業未遂行	○	

維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
設備の損傷	本市の故意・過失に起因する設備の損傷	<input type="radio"/>	
	事業者の故意・過失に起因する設備の損傷		<input type="radio"/>
施設損傷	事業者の故意・過失または設備に起因する施設・設備の損傷		<input type="radio"/>
	不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
瑕疵担保	設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		<input type="radio"/>
不可抗力	火災・天災などの不可抗力による設備等の損傷。ただし、対応できない事象等が発生した場合は、本市と協議すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
本設備の不良	本設備が所定の性能を達成しない場合		<input type="radio"/>
光熱費単価	光熱費単価の変動	<input type="radio"/>	

9. 事業者選定の流れ

(1) 実施要領等

① 実施要領等配布

実施要領及び様式集は、本市ホームページ上にて公開する。

② 実施要領に関する質問及び回答

(ア) 質問の方法

質問は、質問書(様式第2号)を使用すること。質問1項につき質問書1枚使用する。なお、受付は電子メールのみとし、電話・FAX・持参等は一切不可とする。電子メール送信の際は、件名「小諸市防犯灯ほかLED化事業 質問書(業者名)」と記載することとし、メール送信後は電話にてメール受信確認すること。

(イ) 受付期間

令和4年7月11日(月)～7月15日(金) ※17時必着

(ウ) 回答

質問的回答は、提出された質問を取りまとめて、令和4年7月20日(水)に本市のホームページ上で公表することとし、口頭等による個別対応は一切行わないものとする。また、質問者名は公表しない。なお、この回答は本要領と同等の効力を持つものとする。

(2) 参加表明書及び資格確認書類提出

応募者及び応募者の構成員は、以下の書類に書類符号を記した表紙とインデッ

クス（書類には直接付けないこと）を付け、綴じたものを1部提出すること。

- ① 受付期間 令和4年7月11日(月)～7月21日(木) ※17時必着
- ② 受付場所 小諸市役所 危機管理課
- ③ 提出方法 持参又は郵便（配達確認ができるもので、提出期限までに必着）
- ④ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じて提出すること

- (ア) 参加表明書（様式第1号 プロポーザル参加申請書）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

- (イ) グループ構成表（様式第3号－1）

応募者の構成員のすべて（交換工事及び維持管理を行う市内電気事業者を除く）を明らかにし、各々の役割分担（総括役割、調査役割、施工管理役割、その他役割）がある場合は明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた合意書、契約書又は覚書等を添付すること。

- (ウ) 企業概要等（様式第3号－2、3、4）（グループの場合は構成員分用意すること）

様式第3号にはA4版の用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴など、以下の項目を網羅したものを一部に綴じること。

- A) 所在地、代表者役職及び氏名、資本金、従業員数、設立年、事業内容、年間売上金額、類似事業の実績、その他

注1：「類似事業の実績」は、普通地方公共団体においてLED照明（防犯灯、道路照明、公園照明等）灯導入事業実績を記載すること。

注2：企業概要是、通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

- B) 企業状況確認票、応募者の資格制限の確認
- C) 業種に関する許可、登録を証明する書類もしくは、受付日前3ヶ月以内の商業登記簿謄本の写し
- D) 印鑑証明書（所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）

- (エ) 財務諸表等（グループの場合は構成員分用意すること）

- A) 最新決算年度の確定申告分の法人税、損益計算書、原価償却明細表、財務諸表付属明細票、貸借対照表、利益処分（損失処理）計算書などの財務諸表の写しを綴じたもの。損益計算書及び貸借対照表に関しては、企業単体の他、連結決算分。
- B) 有価証券報告書（報告を作成していない場合は、税務申告書）の写し
- C) 納税証明書の写し

- ・ 国税：法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税は、国税通則法施行規則別紙第8号様式その3の3
- ・ 県税：法人県民税、法人事業税
(小諸市に納税義務がある場合は市税：固定資産税、軽自動車税等に関するもので、未納の税額がないことの証明)

(才) 特定建設業の許可証明書（施工役割分）

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」、またはこれに類する許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。

(3) 応募者参加資格確認・提案書提出要請通知

参加資格の結果並びに提案書提出要請は、7月22日(金)に電子メール及び文書で本市から応募者又は代表者に通知することとする。

(4) 提案書の提出

提案書提出要請を通知された応募者は、本実施要領が示す内容に従い提案書及び見積書を9部（正1部・副8部）作成し、書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。

- ① 受付期間 8月1日（月）17時まで
- ② 受付場所 小諸市役所 危機管理課 危機管理防災係
- ③ 提出方法 持参又は郵便（配達確認ができるもので、提出期限までに必着）
- ④ 提案書作成方法

以下の項目ごとに提出様式集に定める提案様式に則り作成する。

- (ア) 提案書提出届（様式第4号）
- (イ) 小諸市防犯灯ほかLED化事業提案書【表紙】（様式第6号）
- (ウ) 現地調査及び電力契約・照合提案書（様式第7号）
- (エ) 使用機器提案書（様式第8号）
- (オ) 工事・廃棄提案書（様式第9号）
- (カ) 維持管理等提案書（様式第10号）
- (キ) 管理台帳システム提案書（様式第11号）
- (ク) 自由提案書【任意】（様式第12号）
- (ケ) 提案総括表【資金回収】（様式第13号-1）
- (コ) 提案総括表【事業収支】（様式第13号-2）
- (サ) 事業資金計画書（様式第14号）
- (シ) 工事予算等経費計画書（様式第15号）
- (ス) 見積書（任意様式）

小諸市防犯灯ほかLED化事業（1年間のリース料）における各費用の積算が確認できること。（消費税及び地方消費税を除く）

(5) プレゼンテーション実施

前項にて提出された提案書と合わせてプレゼンテーションを実施し、双方に基づき審査を行うものとする。

- ① 実施日時及び場所は、後日該当者に対し通知するものとする。
- ② 実施において、本市が用意する機材はプロジェクター・スクリーン・HDMI ケーブル（10m）とし、その他必要な機材は、参加者において準備すること。
- ③ 提案書の内容を基にしたパワーポイント等を認める。ただし、提案書の内容と著しく異なる内容は認めない。パワーポイントを使用する場合、プレゼンテーション前日までにデータを事務局までメールもしくは郵送（必着）で提出すること。
- ④ 指定した時間に遅れた場合は、失格とする。

（6）参加を辞退する場合

提案書提出要請の通知を受けた応募者が、その後の提案参加を辞退する場合は、提案書提出受付締切日の午後 5 時までに提案辞退届（様式第 5 号）1 部を担当窓口に持参又は、郵送（必着）で提出すること。

10. 審査及び結果通知

（1）審査・選定基準

選定委員会が事業資金計画、計画・施工・施工管理、使用機器や維持管理、環境・安全への配慮、本市経済への寄与などの観点から総合的な審査を行う。なお、参加者が 1 者のみの場合でも審査は実施するものとする。

最も高い選考点数が同点となった場合は、同点となった受託候補者のうち、最も高い評価点数を付けた審査委員が多かった候補者を第一位の受託候補者とする。さらに同点の場合は、見積書（任意様式）の安価なものから順位付けを行う。

審査の項目・内容は下記のとおりとする。

なお、各項目の配点は公表しない。

（2）主な審査項目及び審査内容

- ① 書類審査（10 点）
 - （ア）応募者（機器賃貸借業者）の実績
 - （イ）調査及び導入計画策定業者の実績
 - （ウ）工事施工業者の実績
 - （エ）実施工程の実現性
- ② 業務の理解度（5 点）
 - 事業展望
- ③ 調査業務（5 点）
 - 正確な調査の実行、効率化や精度向上に繋がる工夫

④ 施工業務（17点）

（ア）施工体制

- A) 不測の事態の想定
- B) 安全性に対する考え方
- C) 市担当者との情報共有方法
- D) 工程管理
- E) その他

（イ）工夫

- A) 工期短縮への具体策
- B) 通行人や近隣住民への配慮
- C) 老朽化したポール等の施工
- D) 道路公園照明等の施工について
- E) その他

⑤ 使用機器（10点）

（ア）防犯灯具について

（イ）道路照明具について

（ウ）公園照明具について

⑥ 維持管理（20点）

（ア）迅速な対応ができる体制の確保

（イ）管理台帳データについて

（ウ）既設LED防犯灯の取り扱い

⑦ 業務（導入）（18点）

（ア）事業の独自性・優位性

（イ）事業効果

⑧ 市内事業者の活用（5点）

市内事業者の活用・配慮について

⑨ 提案内容・プレゼンテーションに対する評価（10点）

（ア）プレゼンテーション

（イ）自由提案

（3）評価、選定に関する留意事項

- ① 次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、場合によっては指名停止処置を行うことがある。
- （ア）提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
 - （イ）虚偽の記載や不正が認められた場合。
 - （ウ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合、または、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

- (エ) 審査の公平性に影響を与える事項があった場合。
 - (オ) 本実施要領に違反すると認められた場合。
 - (カ) プレゼンテーション当日、正当な理由なく指定した時刻に遅れた場合。
 - (キ) 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、または、事業の公正な進行を妨げた場合。
 - (ク) 市が提示した委託料の額（上限額）を超える見積書を提出した場合。
 - (ケ) 本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合。
 - (コ) その他プロポーザルに関して不適切な行為があった場合。
- ② 提出された企画提案にかかる書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。なお、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者に帰すものとする。
 - ③ 必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがある。
 - ④ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
 - ⑤ 提出された参加表明及び企画提案にかかる書類は返却しない。なお、審査以外の目的で無断使用しない。
 - ⑥ 本プロポーザルは、最適な事業者を選定するために行うものであり、契約後の業務において、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。
 - ⑦ このプロポーザル手続きにおいて、本市が配付した書類や資料等を他の目的で使用しないこと。

(4) 審査の流れ

- ① 応募者からの提案書及びプレゼンテーションを元に提案内容の審査を行う。
- ② 審査に要する時間は30分以内（プレゼンテーション20分・ヒアリング10分）とする。
- ③ 審査の結果、総合得点の最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点者を次選交渉権者とする。

(5) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、提案者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
結果通知 令和4年8月中旬の予定
- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査結果は、本市のホームページで公表する。なお、最優秀提案者については、社名と得点、それ以外の者は匿名とし、得点のみを公表する。

11. リース契約期間終了後の設備の取り扱い

事業者が本事業で設置した設備の所有権は、リース契約期間終了後、本市に無償（手続きにかかる費用を含む。）で譲渡するものとする。

12. 契約の締結

（1）契約内容の協議

優先交渉権者において提出された提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、実施する事務の詳細及び契約内容等の協議を行う。

また、優先交渉権者は、提案等の内容、提案見積価格の履行義務があるが、本市は提案等の内容を取捨選択できる。

なお、優先交渉権者との協議の結果、両者が合意に至らなかった場合には、本市は次点交渉権者と協議をする。

（2）見積書の提出

優先交渉権者は、協議の結果に基づき、正式な見積書を提出するものとする。

（3）契約の締結

契約内容の協議、正式な見積書の内容により本市と優先交渉権者が合意した場合は、優先交渉権者を相手として、リース契約を締結する。

契約締結後において、優先交渉権者に本事業における失格事由等が認められる行為が判明した場合、本市は契約を解除できるものとする

（4）変更契約

本事業に係る整備期間中の現地調査により仕様書に記載した、防犯灯ほかの総数が増減した場合は、都度協議により全貌を決定し、変更契約を締結するものとする。

13. 事業実施に関する留意事項

（1）誠実な業務執行

- ① 事業者は、実施要領及び配布資料の諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。
- ② 業務遂行にあたり、疑義が生じた場合には、本市との間で誠意をもって協議すること。
- ③ 業務の遂行上知りえた内容は、他人に漏らさないこと。

（2）事業契約期間中の事業者との関わり

事業者は、事業者の責により事業を遂行する。市は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

（3）事業の継続が困難となった場合における措置

- ① 事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善

策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合には、市は、事業者との契約を解除することができるものとする。

- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、市は、事業者との契約を解除することができる。
- ③ 上の①又は②により契約を解除した場合には、事業者は、市に生じた損害を補償しなければならない。
- ④ 市は事業者の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合には、市と事業者は事業継続の可否について協議する。

(4) 明示なき事項

本要領に明示なき事項又は疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定すること。

第2章 特記仕様

1. 照明灯調査特記仕様

(1) 現地調査

- ① 既設防犯灯の位置及び設備を調査する。（所在地、引込柱・防犯灯の管理番号、灯具の種類、ワット数など設備管理上必要となる各種情報の調査）
※既存LED照明灯についても調査すること。
- ② 既設道路照明、公園照明等の位置及び設備を調査する。（灯具の種類、ワット数、電柱共架用アーム等を含設備の調査）
※既存LED照明灯についても調査すること。
- ③ 既設専用柱については、近接目視、触診等による損傷等の不具合の状況を確認し、倒壊等の危険がある柱については速やかに本市に報告すること。また、防犯灯を除く各種照明は開口部を開けてワット数等を確認すること。
- ④ 現地調査については、電子地図を用い最大限正確性を期すこと。
- ⑤ 現地調査の進捗確認の為、現地調査の状況を同時に閲覧できるようにすること。
- ⑥ 調査対象は、防犯灯5,000灯及びその他照明420灯とし、位置情報については、概ね全灯把握できているものとする（参考資料あり）

(2) 電力契約の照合・申込

- ① 電力会社と緊密な連携のもと、既設照明灯に係る電力契約の調査及び現地調査結果を照合する。
- ② 電力契約と既設照明灯との数量を把握し、相違を整合する。
- ③ 照明灯設備があつて電力契約のないもの、電力契約があつて照明灯設備がないものを選別し、それらについて電力会社及び本市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。
※既存LED照明灯についても照合し相違がある場合は整合、申込すること。

2. 防犯灯工事仕様

(1) 工事仕様

- ① 調査結果に基づき、行政区所有の物件についてのみ工事を行う。
- ② 工事計画書を作成し、本市に提出すること。
- ③ 工事にあたっては、劣化の激しい箇所及び通学路等を優先すること。
- ④ 工事については、防犯灯の設置実績のある市内事業者を広く活用すること。
- ⑤ 事業者は機器等の設置に關係する法令等を厳守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の適用及び運用は、受注者の責において行うこと。

- ⑥ 防犯灯については既設の照明器具を撤去し、調達した機器等を設置すること。
ただし、専用ポールの劣化が激しく設置が困難な場合においては、担当者と協議の上で対応を検討することとする。
※既設のLED器具は対象外とする。
※調査結果に基づき、設置位置を変更する場合がある。
※ポールの劣化が激しい場合、LED化工事の際に交換し、リース物件に含めるものとする。
- ⑦ 機器等の設置については、原則電柱等の保安責任分界点より灯具側で行う内線工事とする。
- ⑧ 事業者は安全管理には十分に配慮すること。
- ⑨ 本事業で取り外した灯具は、適正に処分すること。
- ⑩ 本事業の維持管理対象となる全ての灯具に、管理番号等を付した管理プレートを設置すること。
また、リース期間中に劣化等により番号が認識できなくなることがないよう、材質等に配慮すること。
- ⑪ リース期間中、本市の依頼に応じてリース物件として新規に10VAのLED防犯灯を設置する。
設置する場所については都度協議する。
また、設置灯数については、毎年度3基程度、10年間で30基程度を想定している。
- ⑫ LED化に伴う契約変更の申込み及び現地調査・電力契約の調査・照合で把握した契約相違に係わる新設又は減設の申込み等の電力会社等の手続きは全て代行し、申請すること。
- ⑬ 工事に係る瑕疵については、契約に基づき事業者の責任とする。

3 . LED防犯灯仕様

(1) 適用範囲 (防犯灯既設灯具電力容量40W)

本仕様書は、発注者が施行する防犯灯設置工事に使用する白色系LEDを光源とした器具に適用する。白色系LEDを光源とした器具とは、LED専用に設計された器具である。

なお、本書は10W以下のLED防犯灯に適用するものとする。

(2) 適用規格及び参考規格

本仕様書において特に規定なきものは、次の規格を適用又は参考にする。

① 適用規格

- (ア) JIS C8105-1:照明器具－第1部 安全性要求事項通則
(イ) JIS C8105-3:照明器具－第3部 性能要求事項通則

- (ウ) JIS C8153:LED モジュール用制御装置－性能要求事項
- (エ) JIS C8154:一般照明用 LED モジュール－安全仕様
- (オ) JIEG-001(2005) 照明学会・技術指針 照明設計の保守率と保守計画 第3版

② 参考規格

- (ア) 電気用品安全法(別表8)
- (イ) IS C8152-1:照明用白色発行ダット(LED)の測光方法－第1部：LEDパッケージ
- (ウ) JIS C8152-2:照明用白色発行ダット(LED)の測光方法－第2部：LEDモジュール

(3) 構造

LED照明灯は、約15年（点灯時間6万時間相当）の耐用年数を有し屋外環境での使用に耐え得る構造とし、「優良防犯機器認定制度（RBSS）」認定品とすること。

- ① 器具本体は、腐蝕を考慮した材質とする。
- ② 器具取付部は、腐蝕を考慮し、また振動も考慮した材質とする。
- ③ 透過性カバーは、アクリル樹脂と同等以上の耐候性をもつこと。
- ④ 器具には自動点滅器を内蔵すること。
- ⑤ 器具は、取付バンドを用いて電力柱又は鋼管ポールに取り付けができるここと。
- ⑥ 器具は、防塵防水性能IP44以上を満たしていること。

(4) 性能

LED照明灯は、次の性能を有すること。

- ① 入力電圧は、AC100V～200V±6%（50Hz／60Hz）とする。
- ② 入力容量は、10VA未満とする。
- ③ 周囲温度は、-20～35°Cで使用可能とする。
- ④ LED光源寿命は、器具周囲温度25°Cの条件で60,000時間以上とする。この場合、JIL5004により光束維持率80%を下回る点灯時間を寿命とする。
- ⑤ 光学性能は、（公社）日本防犯設備協会が定める「照明灯の照度基準（SES E1901-4）」におけるクラスB+の照度基準の設置間隔17m以上（ランクS）を確保すること。
- ⑥ 周辺住宅への不必要的漏れ光を避けるため、器具水平状態において上方光束比5%以下であること。又、後付ルーバーが取付け可能な仕様とすること。
- ⑦ 器具は、落雷による故障を低減する為に、電源線と筐体との間に15kVのサージ電圧を印加しても故障が無く、再使用が可能であること。
- ⑧ 平均演色評価指数は、Ra75以上とする。

(5) 試験成績書の提出

構造、性能については、別途試験成績書および仕様がわかるものを提出し確認することとする。

(6) 表示

見やすい箇所に次の事項を表示すること。

- ① 品名及び品番
- ② 入力電圧及び電流
- ③ 消費電力
- ④ 製造年月
- ⑤ 製造社名及び電力会社申請入力容量

(7) 製品保証期間

照明器具：リース契約期間と同等とする。

4. LED防犯灯仕様

(1) 適用範囲（防犯灯既設灯具電力容量60W～100W）

本仕様書は、発注者が施行する防犯灯設置工事に使用する白色系LEDを光源とした器具に適用する。白色系LEDを光源とした器具とは、LED専用に設計された器具である。

なお、本書は10W以下のLED防犯灯に適用するものとする。

(2) 適用規格及び参考規格

本仕様書において特に規定なきものは、次の規格を適用又は参考にする。

① 適用規格

- (ア) JIS C8105-1:照明器具－第1部 安全性要求事項通則
- (イ) JIS C8105-3:照明器具－第3部 性能要求事項通則
- (ウ) JIS C8153:LEDモジュール用制御装置－性能要求事項
- (エ) JIS C8154:一般照明用LEDモジュール－安全仕様
- (オ) JIEG-001(2005) 照明学会・技術指針 照明設計の保守率と保守計画 第3版

② 参考規格

- (ア) 電気用品安全法(別表8)
- (イ) IS C8152-1:照明用白色発行ダット(LED)の測光方法－第1部：LEDパッケージ
- (ウ) JIS C8152-2:照明用白色発行ダット(LED)の測光方法－第2部：LEDモジュール

(3) 構造

LED照明灯は、約15年（点灯時間6万時間相当）の耐用年数を有し屋外環境での使用に耐え得る構造とし、「優良防犯機器認定制度（RBSS）」認定品とすること。

- ① 器具本体は、腐蝕を考慮した材質とする。
- ② 器具取付部は、腐蝕を考慮し、また振動も考慮した材質とする。
- ③ 透過性カバーは、アクリル樹脂と同等以上の耐候性をもつこと。

- ④ 器具には自動点滅器を内蔵すること。
- ⑤ 器具は、取付バンドを用いて電力柱又は鋼管ポールに取り付けができるこ
と。
- ⑥ 器具は、防塵防水性能IP44以上を満たしていること。

(4) 性能

LED照明灯は、次の性能を有すること。

- ① 入力電圧は、AC100V～200V±6% (50Hz／60Hz) とする。
- ② 入力容量は10VA未満とする。
- ③ 周囲温度は、-20～35°Cで使用可能とする。
- ④ LED光源寿命は、器具周囲温度25°Cの条件で 60,000時間以上とする。この場
合、JIL5004により光束維持率80%を下回る点灯時間を寿命とする。
- ⑤ 光学性能は、(公社)日本防犯設備協会が定める「照明灯の照度基準 (SES
E1901-4)」におけるクラスB+の照度基準の設置間隔27m以上(ランクMM)を確
保すること。
- ⑥ 周辺住宅への不必要的漏れ光を避けるため、器具水平状態において上方光束比
5%以下であること。又、後付ルーバーが取付け可能な仕様とすること。
- ⑦ 器具は、落雷による故障を低減する為に、電源線と筐体との間に15kVのサージ
電圧を印加しても故障が無く、再使用が可能であること。
- ⑧ 平均演色評価指数は、Ra75以上とする。

(5) 試験成績書の提出

構造、性能については、別途試験成績書および仕様がわかるものを提出し確認す
ることとする。

(6) 表示

見やすい箇所に次の事項を表示すること。

- ① 品名及び品番
- ② 入力電圧及び電流
- ③ 消費電力
- ④ 製造年月
- ⑤ 製造社名及び電力会社申請入力容量

(7) 製品保証期間

照明器具：リース契約期間と同等とする。

5. 照明灯工事仕様

(1) 工事仕様

- ① 工事については、本事業対象照明灯の設置実績のある市内事業者を活用するこ

と。

- ② 事業者は、機器等の設置に関する法令等を厳守し、工事の円滑な進捗を図ることとともに、関係法令等の適用及び運用は、受注者の責において行うこと。
 - ③ 道路照明灯は、ランプのみの交換ではなく、器具ごとLED照明に交換を行うこと。灯具交換できないデザイン灯については市と協議の上行うこと。
 - ④ 公園照明灯については以下についても確認すること。
 - (ア) 既存灯具に遮光機能（遮光板、ルーバー等）が備わっている公園灯は、同等の機能を有すること。ただし、詳細については本市と協議のうえ決定すること。
 - (イ) 特殊な照明施設の灯具やランプ交換でLED化が行えないものについては、本市と協議のうえ決定すること。
 - (ウ) 「都市公園移動等円滑化基準」及び同整備ガイドラインを踏まえ、主要な場所（園路、広場等）において、5Lx以上（30Lxまで）、その他の場所では、1Lx以上（30Lxまで）確保すること。なお、南城公園の3Bエリアをはじめとした屋外スポーツ施設等の照明は、スポーツ照明基準（JIS Z9127）に準拠すること。また、防犯上の観点からは、「安心・安全まちづくり推進要綱（警視庁平成18年4月）に示されている照度にも留意すること。
 - ⑤ 灯具及び専用ポールが老朽化している場合、もしくは既設の照明器具への取り付けが困難な場合においては、担当者と協議の上で対応を検討することとする。
 - ⑥ 機器等の設置については、原則電柱等の保安責任分界点より灯具側で行う内線工事とする。
 - ⑦ 事業者は安全管理には十分に配慮すること。
 - ⑧ 本事業で取り外した灯具は、適正に処分すること。
 - ⑨ 本事業の維持管理対象となる全ての灯具に、管理番号等を付した管理プレートを設置すること。また、リース期間中に劣化等により番号が認識できなくなることがないよう、材質等に配慮すること。
 - ⑩ LED化に伴う契約変更の申込み及び現地調査・電力契約の調査・照合で把握した契約相違に係わる新設又は減設の申込み等の電力会社等の手続きは全て代行し、申請すること。
 - ⑪ 工事に係る瑕疵については、契約に基づき事業者の責任とする。
- (2) LED照明灯仕様
- ① LED照明器具の製品仕様は、「灯具技術仕様書」の値を参考とする。参考値なので、この限りではない。
 - ② 品質管理体制 ISO9001 の認証取得工場で製造していること。
 - ③ 環境配慮 ISO14001 の認証取得工場で製造していること。

- ④ なお、採用する照明器具は日本国内に本社を有し、長野県内において設置実績のある国内メーカー製のものとする。

6. 管理台帳システム仕様（防犯灯のみとする）

日本測地系に基づくデジタルマップに前項までの現地調査や整合の結果を反映させ、把握・管理が可能なものとする。

大分類	小分類	内容
地図	種類	電子住宅地図
	移動	マウス操作による画面移動
	拡大・縮小	マウスによる縮尺操作による、画面の縮小・拡大
	索引図	全体図の表示
	台帳表示	地図情報のポイントをマウスクリックにより灯具個別・属性毎の台帳表示
	検索	①属性情報を元に検索(電柱番号検索を含む) ②表札検索
	印刷	①画面範囲・任意縮尺設定による印刷(最大 A3 サイズ) ②任意用紙サイズ指定 ③印刷プレビュー表示
	入力	位置データの新規・更新入力
	閲覧	登録されている台帳の表示・検索・集計
台帳	現況写真	印刷及びファイリング
	データ出力	CSV 形式での台帳データ出力
	入力	台帳データの新規・更新入力

(1) システム上で管理する項目は以下のとおりとする。

- ① 設置場所(住所)
- ② 管理番号(管理プレート番号・電柱番号)
- ③ 設置方法(電力柱・NTT柱・鋼管柱・木柱・その他)
- ④ 灯具種類(LED・蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯・その他)
- ⑤ 契約電力(電力数・電力会社契約番号・市管理番号)
- ⑥ 作業履歴(修繕・移設・施工業者名・契約者名義)
- ⑦ 現況写真(近景・遠景・電柱標識)

(2) LED化事業に伴う防犯灯等のデータ投入ができること。

(データ投入は事業者において実施する)

(3) LED化事業対象外の照明灯等のデータ投入ができ、かつ新規設置の防犯灯等

の入力及び修正が容易にできること。（現地調査時までのデータ投入は事業者が実施する）

- (4) 契約者は、本事業の開始後に本市がおこなう設備の修繕内容及び結果報告並びに、新設・移設・撤去等の異動情報に係るデータをシステムへ反映させるものとする。なお、作業時期及び頻度については、市と協議の上決定するものとする。
- (5) 管理台帳システム及びシステムデータは、事業期間内の使用及び事業期間終了後も継続使用ができるものとする。事業期間終了後は当該の構成企業と協議の上、原則継続して利用するものとする。なお、保守体系及び使用の延長契約等は別途、当該構成企業と協議するものとする。

7 . 管理プレートの設置

- (1) 6. により作成する防犯灯データをもとに、管理番号を表記した管理プレートを、既設 L E D 灯を含む本市所有の全ての防犯灯に設置する。
- (2) 管理プレートの材質は、高分子系材料の場合は、耐候性能を十分に有していること。
また、金属系の場合は、錆の発生が無いこと。
- (3) 管理プレートの字は、経年による劣化が少なく、文字の視認が容易であること。
- (4) 管理プレートには「小諸市防犯灯」、「管理番号」を記載し、確認しやすいデザインとすること。

8 . 維持管理仕様（防犯灯のみとする）

- (1) 維持管理の現場対応については、本事業対象照明灯の設置実績のある市内事業者を配慮すること。
- (2) L E D 照明機器のリース契約期間中、機器が正常な状態で使用できるよう管理すること。
- (3) 既設 L E D 防犯灯を含む防犯灯に不具合が生じた場合、又は通報を受けたときは、原則として3営業日（土日祝日除く）以内に状況を確認し、市に報告すること。確認の結果、照明機器の交換や補修等の工事が必要になった場合は、速やかに実施すること。
- (4) 既設 L E D 防犯灯を含む防犯灯の不具合が、故意または過失による損害、暴動による損害、原子力による損害、地震・噴火・津波による被害などの不可抗力によるもの以外の場合は事業者の負担において補修を行うものとし、費用は賃貸借契約に含まれるものとする。詳細については、リース会社が加入している動産総

合保険適用範囲(新価特約適用範囲)に基づき、本市と協議のうえ対応する。

(5) LED照明灯等は、リース期間満了後、その所有権を本市に無償譲渡すること。ただし、リース期間満了後の譲渡を付した「譲渡条件付きリース」であるため、事業者には、各施設の設備に関して償却資産税の納付義務はないものとする。

9. 誠実な業務遂行

事業者は、提案実施要領、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、事業提案をし、誠実に業務を遂行すること。

業務遂行に当り疑義が生じた場合には、本市と事業者との両者で誠意をもって協議することとする。

【参考】

1. 本市管理防犯灯に係る財政支出額

(令和3年度決算額)

- (1) 電気料金 10,981,000円
(2) 防犯灯工事費 5,874,000円

※削減効果の算出にあたり、令和3年5月の中電力公表値（含む再エネ賦課金及燃料調整費）を用いること。（1）（2）は削減前の値とする。

2. 防犯灯対象灯具内訳

既設灯具電力容量内訳

契約容量	数量
① 10W (LED)	1000灯
② 20W (LED)	2000灯
③ 40W	1600灯
④ 60W	100灯
⑤ 100W	300灯

※③④⑤の合計2,000灯をLED化すること。

※なお、④⑤合計400灯については、10VA高照度タイプにすること。

3. エネルギーに関する換算値（使用機器提案書（様式第8号）で表現すること）

LED化に伴う防犯灯2,000灯について、「電気使用量」「二酸化炭素排出量」「電気代」の削減効果について記載すること。

エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	CO ₂ 排出係数
電気	0.000431 (t-CO ₂ /kWh)

なお、各照明灯の点灯時間は年間4,000時間とし、電気代の算出にあたり令和3年5月の中部電力公表値（含む再エネ賦課金及燃料調整費）を用いること。